

忍野村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活開始時の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、本村における少子化対策の推進及び若者の定住促進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、予算の範囲内において、忍野村結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、忍野村補助金等交付規則(昭和54年忍野村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請した日の属する年度(以下「事業年度」という。)の前年度の1月1日から事業年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻を機に新たに取得した住宅の取得費用のうち建物の購入費用をいう。
- (3) 住宅改修費用 婚姻を機に実施した住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等(以下「リフォーム」という。)の工事費用をいう。
- (4) 住宅賃借費用 婚姻を機に新しい住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 婚姻を機に引越業者や運送業者を利用して行った住宅への移転に伴う荷物の移動及び運送に要した費用をいう。
- (6) 継続補助対象世帯 前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、その受給額が1世帯当たりの補助限度額として定める額に達していないものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業年度の4月1日から3月31日までの間に新婚世帯及び継続補助世帯が支払った住宅取得費用、住宅改修費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。

- 2 住宅取得費用について、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。
- 3 住宅改修費用について、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用については補助対象経

費から除外する。また、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として発注契約したものであること。

- 4 住宅賃借費用について、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅にあつては、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、又婚姻前から夫婦が同居している住宅にあつては、婚姻後に生じた費用に限る。一方、婚姻を機に新たに住宅を賃借する場合にあつては、契約書等で婚姻を前提に同居していることが分かる場合は、同居開始日から補助対象経費とする。ただし、夫婦の勤務先から住居手当が支給されている場合は、当該住居手当分を差し引いた額とする。

- 5 引越費用について、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は補助対象経費から除外する。

(補助対象世帯)

第4条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯又は継続補助対象世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻日(婚姻届を提出し、受理された日をいう。)における夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 申請日において、夫婦双方又は一方の住所が当該住宅になっていること。
- (3) 夫婦双方が補助金の交付決定を受けた日から引き続き1年以上本村に居住する意思を有すること。
- (4) 夫婦の所得(補助金の交付申請日時時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。)が500万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、規定する計算方により算出した金額が500万円未満であること。

ア 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得合計額から所得合期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除する。

- (5) 夫婦及び住所を同じくするもの全員に村税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去に地域少子化対策重点推進交付金の制度による結婚新生活支援事業に係る補助を本村及び他の市町村から受けていないこと。
- (7) 補助対象経費について、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (8) 夫婦及び住所を同じくする者全員が、忍野村暴力団排除条例(平成24年忍野村条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額とし、補助対象世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻日現在において夫婦共に29歳以下の場合にあつては、60万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、補助金額が1,000円未満である場合は、補助金を交付しないものとする。

3 第2条第6号に定める世帯の補助金の額は、同条第2号から第5号までに掲げる費用を合算した額とし、上限額から事業年度の前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を上限とする。

4 補助金の交付の回数は、事業年度において1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、忍野村結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業年度の3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 同意書(様式第2号)
- (3) 夫婦の直近の所得証明書(忍野村において確認できない者に限る。)
- (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し(住宅取得の場合)
- (5) 住宅の改修工事請負契約書及び領収書等の写し(リフォームの場合)
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し(住宅の賃貸借の場合)
- (7) 引越費用に係る領収書等の写し
- (8) 住宅手当証明書(様式第3号)(勤務先から住宅手当が支給されている場合)
- (9) 誓約書(様式第4号)
- (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し(第4条第3号アに該当する場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、忍野村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、

その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに忍野村結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、忍野村結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第9条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であつて、第6条に定める交付申請を行うことが困難な者は、忍野村結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第8号)に、第6条第1号から第11号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、忍野村結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、忍野村結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3) 交付決定者が補助金の交付日から起算して1年未満で村外に転出したとき。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、忍野村結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 村長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、忍野村結婚新生活支援事業補助金還付命令書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

(報告等)

第12条

- 1 村長は、必要があると認めたときは、現地調査を行い、又は交付決定者に対して、補助金に関する報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。
- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。